

四国電力株式会社第95回定時株主総会 少数株主提案議案

第1号議案 取締役解任の件

議案内容

再生可能エネルギーへシフトする世界の潮流を軽視し、伊方3号機の再稼働という、将来性がない、財務上のリスクも大きい誤った判断を下した責任者である、取締役会長千葉昭氏、取締役社長佐伯勇人氏、及び、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のための助言や監督等、社外取締役として期待される役割・責務を怠った、森田浩治氏、井原理代氏、竹内克之氏の解任を議決する。

提案理由

当社は「徹底した事業効率の改善」を名目に、伊方3号機の再稼働を決定しました。

しかしながら、1900億円を費やした安全対策費は、頻発する災害の対応等も含めると上振れる可能性が高く、原子力発電の要となる核燃料サイクルは、既に破綻しています。このような状況で使用済燃料を増やすことは、再処理費用を増加させ問題を先送りするだけです。更に、訴訟リスク、事故時の損害賠償リスクも考えると再稼働という選択は取りえません。伊方3号機は稼働から24年が経過し、近い将来確実に廃炉を余儀なくされます。廃炉費用は約400億円程度。現在再生可能エネルギーのコストは急激に下落し、安全対策費の1900億円があれば3号機と同等の出力を持つ風力発電を設置できる時代が来ています。

3号機を廃炉にし、再生可能エネルギーへ舵を切るのは今なのです。

第2号議案 定款一部変更の件(1)

議案内容

第1章の総則(目的)第2条と第3条の間に、以下の通り、第2条の2を追加する。

第2条の2

本会社が行う発電事業において、再生可能エネルギーの拡大に努め、太陽光発電等事業者への出力抑制は行わない。

提案理由

2018年9月25日、広島高裁は「阿蘇山の破局的噴火による原発の危険性について国民の大多数は格別に問題にしていない」という「社会通念」を基に、伊方原発3号機の再稼働を容認しました。しかし直近の各社世論調査では、大半が原発再稼働に反対しており、その背景にある「原発は危険」で、「想定を超える自然災害は何時でも何処でも起こる」という危機感こそ、福島大惨事以降の社会通念ではないでしょうか。一方、先に原発再稼働を進めた九州電力では、同年10月以降、供給過剰を理由に太陽光発電事業者への出力抑制を行っています。本会社でも同年5月に需要の8割を太陽光発電が担つたこともあり、同様の出力抑制が予測されます。こうした動きは、この間の官民挙げての原発輸出が総崩れになった通り、今や斜陽産業と化した原発と心中するかの如き愚策に他なりません。本会社は、今こそ再生可能エネルギーの拡大に努めましょう。

第3号議案 定款一部変更の件(2)

議案内容

当社の定款に以下の章を新設する。

第7章 伊方発電所

第40条 本会社は、東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故を戒めとし、伊方発電所の3号機を廃炉にする。

提案理由

2011年3月11日、東日本大震災による福島第一原子力発電所の全電源喪失で、決して起こしてはならない事故が起きました。私たちは現在の科学技術をもってしても全く収束目処が立たない事故の状況を目の当たりにし、「原発は決して安全ではない」ということを身をもって経験しました。

だが、当社の経営陣は依然、伊方3号機の稼働について、S(安全性)+3E(安定供給・経済効率性・環境適合性)の観点から必要と説明し、私たちへの「理解」を求めていました。先の事故を経てもなお、まして事故時の被害も大きく、コストも高いプルトニウムを含む核燃料での再稼働を進める経営陣を、もはや私たち株主は支持することはできません。

震災から8年、未だ7町村が帰宅困難区域に指定され、4万3千人以上が避難を余儀なくされています。経営陣が廃炉にしないのであれば株主が行うしかありません。今こそ、私たち株主が、伊方3号機の即時廃炉を決定します。

第4号議案 定款一部変更の件(3)

議案内容

当社の定款に以下の章を新設する。

第7章 伊方発電所

第41条 本会社は、伊方発電所より半径30km圏内の全自治体と同一の原子力安全協定を結び、原子力発電所の運転及び廃炉作業には、同協定を締結している全自治体の承認を得るものとする。

2 同協定には、本会社独自の避難計画を明記する。

提案理由

伊方原発3号機差し止め棄却決定(高松高裁2018年11月15日)の「決定要旨」(神山隆一裁判長)は、①民間バス会社の協力の困難、②海路輸送能力の不足、③放射線防護施設の不足、の3点を挙げて「不十分である」と指摘しています。さらに「市町村、都道府県及び国において、適宜相手方と協議するなどして、早急に周辺住民の避難対策に万全を期すべきことはいうまでもなく」、「先送りにすることは到底許されるものではない」と強く迫っています。「住民の避難計画の作成等は、基本的には市町村の責務とされて」いるとはいえ、上記判断を、株主としてたいへん重く受け止めています。大規模自然災害や過酷事故に際し、当社が「知らぬ存ぜぬ」で済まされるはずはありません。とすれば、概ね半径30km圏内の「緊急時防護措置準備区域」の自治体と当社の避難計画を含んだ「原子力安全協定」を結ぶことは公益企業としての義務であり、責任です。

未来を考える脱原発四電株主会

共同代表 本田耕一

佐藤公彦

丸井美恵子

内田知子

事務局 771-0117 徳島県徳島市川内町鶴島 120-1